

吸収分割公告及び合併公告

平成21年11月27日

株主及び債権者各位

福岡市東区箱崎七丁目9番66号
(甲) コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 末吉 紀雄

福岡市東区箱崎七丁目9番66号
(乙) コカ・コーラウエストジャパンセールス株式会社
代表取締役 濱崎 義明

大阪府摂津市千里丘七丁目9番31号
(丙) 関西ビバレッジサービス株式会社
代表取締役 櫻井 信吾

福岡市東区箱崎ふ頭五丁目1番6号
(丁) 西日本ビバレッジ株式会社
代表取締役 麻原 芳基

乙及び丙は吸収分割して乙は丙の自動販売機等のオペレーション事業に関する権利義務の一部を承継し丙はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

乙及び丁は吸収分割して乙は丁の自動販売機等のオペレーション事業に関する権利義務の一部を承継し丁はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

丙及び丁は吸収分割して丙は丁の飲料の販売事業に関する権利義務の一部を承継し丁はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

甲及び丁は合併して甲は丁の権利義務全部を承継して存続し丁は解散することにいたしましたので公告いたします。なお、この合併の効力発生日は、乙及び丁の吸収分割、丙及び丁の吸収分割の効力発生を条件としております。

効力発生日は、会社分割、合併いずれも平成22年1月1日であり、乙、丙及び丁の株主総会の承認決議（乙、丙及び丁とも会社法第319条第1項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成21年12月14日に予定しております。

また、この合併は、会社法第796条第3項に基づき甲の株主総会の承認決議を経ずに決定しております。なお、甲は丁の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この会社分割又は合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に反対の甲の株主は、本公告掲載の日から2週間以内にその旨をお申し出ください。

会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される甲の株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までにその旨をお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <http://www.ccwest.co.jp/corporate/groupkoukoku/ccwjs/>

(丙) <http://www.ccwest.co.jp/corporate/groupkoukoku/kbs/>

(丁) <http://www.ccwest.co.jp/corporate/groupkoukoku/nmb/>

以上